

会務に関する規定（案）

令和〇年〇月〇日

（部会の設置）

第1条 〇〇自治会規約（案）第4条各号に掲げる目的を達成するために、会務を行うための活動班を、以下のとおり設置する。

- （1）防災班
- （2）環境美化部班
- （3）行事班

（役員の種別）

第2条 各活動班に次の役員を置く。

1 防災班

- （1）部長 〇名
- （2）副部長 〇名
- （3）部員 〇名

2 環境美化班

- （1）部長 〇名
- （2）副部長 〇名
- （3）部員 〇名

3 行事班

- （1）部長 〇名
- （2）副部長 〇名
- （3）部員 〇名

（役員の選任）

第3条 各活動班の役員は班長が兼ねる。

（役員の職務）

第4条 各活動班の職務は次のとおりである。

1 防災班

- （1）防災活動に関する事業計画の運営

2 環境美化班

(1) 環境美化運動に関する事業計画の運営

3 行事班

(1) 前各項各号を除く、事業計画の運営

附 則

この規定は、令和 年 月 日から施行する。